

令和8年6月定例会議会

令8年6月24日

総務教育常任委員会

資料

報告事項

案件名	所管局・課	ページ
長浜市地域づくり指針の改定について（着手）	市民活躍課	2
長浜市文化芸術振興ビジョンの中間見直しについて（着手）	文化スポーツ課	5

市民協働部

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	市民活躍課

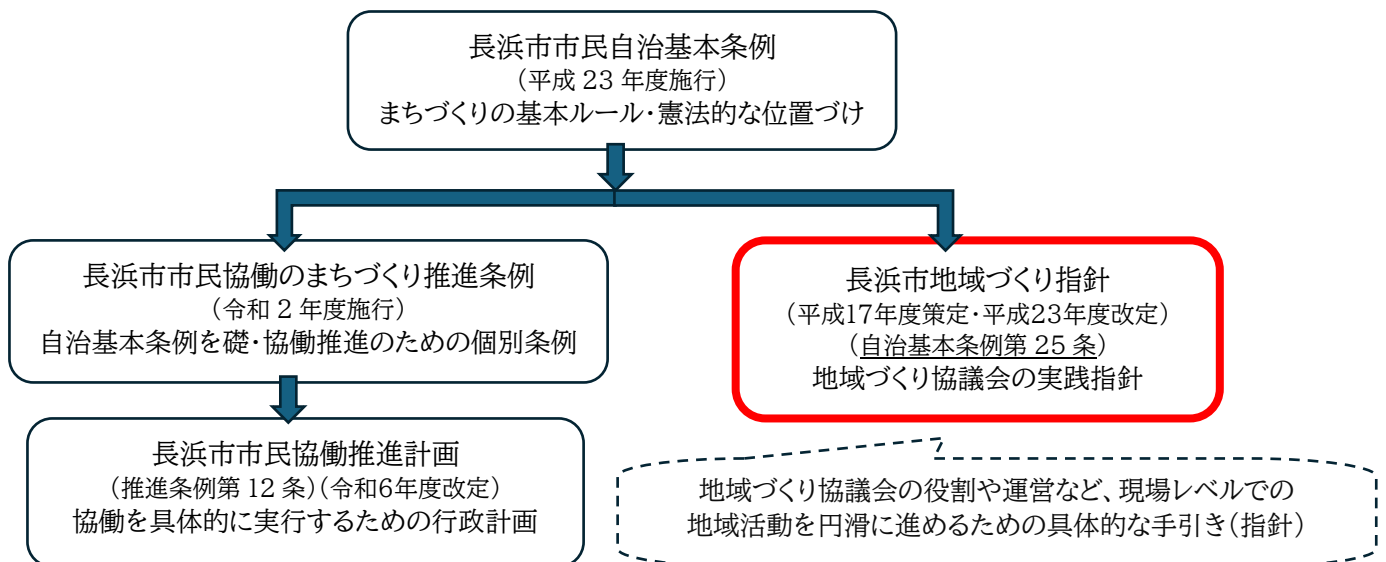
長浜市地域づくり指針の改定について（着手）

1. 改定趣旨

地域づくり協議会（以下地協）は、平成 18 年の市町合併を契機として、平成 18 年度から平成 24 年度にかけて市全域の 24 地域で順次設立され、平成 23 年度施行の「長浜市市民自治基本条例」により市民自治の担い手として法的に位置づけられた。その具体的な役割については平成 23 年度改定の「長浜市地域づくり指針」で示している。

地協設立から約 20 年が過ぎ、各地域でそれぞれの特性に応じた創意工夫のある取組が推進されてきた一方で、ライフスタイル・価値観の多様化、人口減少・少子高齢化など社会の変化により、地協の運営には様々な課題が生じてきた。

持続可能な地域の実現をめざすため、現在の地域づくりの実態を踏まえた今後の地協のあり方を示す本指針の改定を行うもの。



2. 現状

(1) 成果と評価

地協は、住民同士の話し合いを通して、地域が主体的に課題へ取り組む環境を整え、地域自治の基盤を築いてきた。加えて、中長期的なビジョンと地域特性に応じた創意工夫ある実践を重ね、持続可能な地域づくりを推進している。

具体的な例として…

- ・ 地域づくり計画の策定・更新 : 中長期的な視点での目標設定と共有
- ・ 話し合いの場づくり : 住民間の対話促進による合意形成と主体性の向上
- ・ 地域課題に応じた取組実践 : 子育て支援、環境保全、買い物支援、防災対策など
- ・ 地域情報の共有・発信 : 広報・PR 活動を通じた活動の周知と参画促進

(2) 直面する課題

■ 担い手不足

ライフスタイル・価値観の多様化、人口減少・少子高齢化により、地協活動に関わる担い手が減少。地協の構成メンバーでもある地域団体等の活動が縮小・消滅。

■ 地域ごとの実情に応じた対応

地域での関係団体（自治会等、地域団体）との連携体制や、運営ノウハウの組織的継承などについて地域間格差が顕著に表れている。

地域課題がそれぞれ違う中で、地域の実情に応じた相談支援体制が求められている。

■ 施設管理の負担

これまで、地協が地域拠点の施設管理をしながら地域づくりを推進してきたが、任意団体が指定管理を受けることに対する、責任の所在が不明確である点や、管理業務に事務局本来の業務が積み重なる点などにより負担が増加している。

3. 検討の進め方

地域づくり協議会との対話を重視し、現場の課題を的確に把握したうえで検討を行う。専門的知見や先進事例を検証し、庁内連携を図りながら、地域と行政が協働して持続可能な地域自治のあり方を共創する。

【令和8年度】現状分析と素案策定

地域の実態を深く把握し、めざすべき未来像を共有するフェーズとする。

検討項目

- ① 現状分析と課題の可視化
- ② 課題に対する解決策・アイデアの創出
- ③ 長浜市における「地域づくりの未来像」の作成
- ④ 地域づくり協議会の役割・あり方に関する素案策定

スケジュール

6月～7月	着手報告
	(6月) 総務教育常任委員会 (7月) 市民協働推進会議 (以下推進会議)
7月～12月	・ 地域づくり協議会との意見交換会 (複数回) 実施 (課題共有・アイデア・解決策、地域づくりの未来像共創) ・ 専門家への意見徴収、先進地域の現状調査 ・ 骨子案作成
10月	推進会議「骨子案審議」
2月	素案作成
	推進会議「素案審議」
3月	総務教育常任委員会 「経過報告」

【令和 9 年度】制度設計と実装に向けた準備

地域づくり指針の改定と指針に基づいた施策や制度の見直しを行うフェーズとする。

検討項目

- ⑤ 地域づくり指針改定
- ⑥ 改訂版地域づくり指針に基づく施策・制度の構築
交付金・補助金の再編・見直し
活動拠点としての市民まちづくりセンターの管理運営のあり方
令和 10 年度予算への反映

スケジュール

4 月～6 月	「パブリックコメント案」審議・実施報告
	(4 月) 推進会議
	(6 月) 総務教育常任委員会
6 月下旬～7 月	パブリックコメント実施
8 月～9 月	「パブリックコメント結果」・最終案報告
	(8 月) 推進会議
	(9 月) 総務教育常任委員会
10 月	「地域づくり指針」改定
	施策制度構築（令和 10 年度予算反映）

【令和 10 年度】新・地域づくり制度の開始

施策のスタート

改訂版・地域づくり指針に基づく各施策および制度の運用開始。

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	文化スポーツ課

長浜市文化芸術振興ビジョンの中間見直しについて（着手）

1. 見直しの趣旨

長浜市文化芸術振興ビジョン（以下、「ビジョン」という。）については、文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画に位置付けられ、本市の文化芸術及び地域固有の伝統文化等の発展と振興を図るとともに、文化芸術のもつ力を活用したまちづくりに向けた取組を進めるための指針としている。

令和4年4月に策定したビジョンは、計画期間を10年間（令和14年3月まで）としていますが、社会・経済情勢等の変化に適切に対応していく必要があることから、策定後5年を目途に見直しを行うこととしている。

今回、これを踏まえてビジョンの内容を見直すもの。

2. ビジョンの目的

市民や文化芸術団体など文化芸術に関わる関係団体が、共通した方向性を持ち、連携して本市の文化芸術のすそ野を広げ、文化芸術による魅力あるまちづくりを進め、市民生活の充実と地域の更なる活性化を図ることを目的とする。

3. ビジョンの期間

令和4年4月から令和14年3月までの10年間

4. 見直しの体制

「長浜市文化芸術振興会議」において、これまでの事業進捗状況を確認するとともに各種文化団体の意見聴取を行うほか、文化ホール利用者を対象としたアンケートを行うなど、幅広い意見を反映し、ビジョンの中間見直しを実施する。

5. 今後のスケジュール

(令和8年度)	令和8年	6月	総務教育常任委員会（着手報告）
		8月	令和8年度長浜市文化芸術振興会議①
		9月	各種文化団体の意見聴取
		10月	令和8年度長浜市文化芸術振興会議②
		12月	総務教育常任委員会（中間報告）
令和9年	1月		令和8年度長浜市文化芸術振興会議③
	3月		令和8年度長浜市文化芸術振興会議④

(令和9年度)

- 4月 総務教育常任委員会（パブコメ案）
- 5月 パブリックコメント実施
- 7月 令和9年度長浜市文化芸術振興会議①
- 8月 総務教育常任委員会（最終案）
- 9月 ビジョン改定